

(第3回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年 9月12日
契約業者名	パシフィックコンサルタンツ(株) 首都圏本社
契約業者の住所	千代田区神田錦町3-22
業務の名称	R6バスタ新宿利便向上に資する施設計画検討業務
業務場所	東京国道事務所管内
業種区分	土木関係建設コンサルタント業務
業務概要 (変更した内容について記述する)	<p>本業務は、バスタ新宿の施設拡充に関わる多様なニーズを踏まえ、バス利用者の更なる利便向上に向けて、交通結節点の機能強化を図るために施設の利便向上の検討を行うものである。また、平常時・災害時におけるバスタ新宿の役割の検討等を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 履行期間2. 利便増進施設に関する検討3. バスタ新宿前歩道の利便向上の検討4. 非常時におけるバスタ新宿の役割検討5. 高速バスを活用した貨客混載事業の資料整理等6. 有識者との意見交換会(検討会)運営補助
履行期間(自)	令和 6年 9月 6日
履行期間(至)	令和 7年11月28日
変更前の契約金額	28,743,000円(税込み)
変更金額	+ 3,591,500円(税込み)
変更後の契約金額	32,334,500円(税込み)
変更理由	<ol style="list-style-type: none">1. 履行期間 屋外用デジタルサイネージの設置について、収益モデルを検討する予定であったが、その検討には建物の構造・荷重などを確認し、具体的な設置案を踏まえる必要があり、その確認に時間を要することから、本業務の工期を59日間延長し、令和7年11月28日までとする。2. 利便増進施設に関する検討 利便増進施設の設置検討を行う上で、マーケットサウンディングの実施に向けた検討を、飲食店または販売事業者等へのヒアリングに項目を変更する。また、バス利用者の利便増進に資する事業としてインフラツーリズムの計画を進めており、ツアー開始のために必要な資料整理・作成等が必要になったため、項目を変更し増工する。3. バスタ新宿前歩道の利便向上の検討 バスタ歩道前におけるシェアモビリティ導入について検討を行っていたが、警察協議の結果、安全面から当該場所でのシェアモビリティ導入は難しいと判断し、シェアモビリティの導入検討を行わないため、本項目を削除する。4. 非常時におけるバスタ新宿の役割検討 屋外用デジタルサイネージの設置について、収益モデルの算出を行っていたが、設置するサイネージの荷重や工事の有無に関して、建物の構造ならびに耐性荷重について調べる必要が生じたことから、本項目を変更し増工する。5. 高速バスを活用した貨客混載事業の資料整理等 現在までにバスタ新宿で貨客混載を実施した事業者にはヒアリングを行ったが、公募開始後の実施数が少なく、本格的なマニュアルの見直しには至らなかったため、本項目を変更し減工する。6. 有識者との意見交換会(検討会)運営補助 有識者及び関係機関との検討会開催にあたり、事前打合せでの有識者及び関係機関からの意見に対して、新たに現地調査及び資料作成を行う必要が生じたため、本項目を変更し増工する。